

入構許可の申請資格，許可証等の交付申請手続き及び許可期間（別表1）

2024年4月1日（2023年12月1日改正）

入構区分の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請手続き	入構整理料	申請先 （許可証等 の交付者）	許可期限	留意事項	
二 定期外来入構	定期外来入構許可証	・共同研究者等	1 やむを得ない事由で公共交通機関での来学が困難である共同研究者等であって次の各号のいずれかに該当する者	東海国立大学機構名古屋大学東山地区入構申請管理システム（定期外来）	交通担当事務室 ※交付許可は，申請後大学営業日10日後	許可の年度の末日までを限度として指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究者等とは，本学との研究に関わる研究者及び招へい教員をいう。</li> <li>・共同研究者は，申請者名の記載がある本学との契約に関わる公的書類（共同研究依頼書等）を提出すること。</li> <li>・証明書類は，発行後1か月以内で，利用期間中の証明がある書類を提出すること。</li> <li>・次年度の申請は別に定める。</li> </ul>		
			一 身体障害者，疾病等により自動車によらなければ来学することが困難な者					1,500円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の発行による診断書（母性健康管理指導事項連絡カード含む）で，治療期間，公共交通機関が利用できず自動車による来校が必要であることの記載がある書類を提出すること。</li> <li>・利用期間は，診断書記載の治療期間のみとする。</li> </ul>
			二 教育研究その他業務上の理由により，随時自動車を利用することが必要であり，かつ自宅又は所属する企業が，別に定める区域外（交通機関等による通勤の所要時間が50分以上）に居住する者で部局長等が認めた者					5,000円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。</li> <li>・申請書記載の住所を証明する書類を提出すること。</li> </ul>
			三 上記以外の理由で東山地区への研究その他業務上の理由で来学を希望する者					<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時自動車を利用しなければならない理由を詳細に明記すること。</li> <li>・来校日数が月の過半を超えていること。</li> <li>・教育推進部の承認書類，車検証控えを添付すること。</li> </ul>	
三 二輪車入構	二輪車入構許可証	・役職員 ・学生	1 東山地区の役職員又は学生で次の各号のいずれかに該当する者。なお，役職員は二輪車による本学への通勤届を提出している者。	様式3 名古屋大学東山地区構内二輪車入構許可証交付申請書	交通担当事務室 ※交付許可は，申請後大学営業日10日後	許可の年度の末日までを限度として指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書類は，発行後1か月以内で，利用期間中の証明がある書類を提出すること。</li> <li>・自動車及び二輪を同時に申請することはできない。</li> <li>・学生は，学生証，申請書記載の住所を証明する書類及び車検証の名義が本人，親族名又は所属機関名である書類を提出すること。</li> <li>・東山地区非常勤講師は，利用期間中の授業スケジュール等（公的もしくは名古屋大学ポータル等に掲載されているもの）を提出すること。</li> <li>・次年度の申請は別に定める。</li> </ul>		
			一 役職員及び学生で総長が別に定める区域外（交通機関等による通勤又は通学等の所要時間が35分以上）に居住する者					<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学指定の二輪区域図▼に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。</li> <li>・学生は，担当教授等を通じ申請をすること。</li> </ul>	
			二 役職員又は学生で教育研究その他業務上の理由など特別な理由により，随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者						<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。</li> <li>・学生は，担当教授等を通じ，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。</li> </ul>
			2 東山地区に来校する共同研究者のうち，次の各号のいずれかに該当する者						<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究者等とは，本学との研究に関わる研究者及び招へい教員をいう。</li> <li>・共同研究者は，申請者名の記載がある本学との契約に関わる公的書類（共同研究依頼書等）を提出すること。</li> <li>・証明書類は，発行後1か月以内のものを提出すること。</li> <li>・次年度の申請は別に定める。</li> </ul>
一 教育研究その他業務上の理由により，随時二輪を利用することが必要であり，かつ自宅又は所属する企業が，別に定める区域外（交通機関等による通勤の所要時間が35分以上）に居住する者で部局長等が認めた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由及び随時二輪を利用しなければならない理由を明記し，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。</li> <li>・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。</li> </ul>								
・共同研究者等	二 教育研究その他業務上の理由など特別な理由により，随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し，部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。</li> </ul>							
	3 東山地区構内で営業する事業者又は出入り業者，工事関係者等で随時二輪車を利用することが必要であると東山地区用務先役職員が認めた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東山地区役職員が認めた者でないと申請できない。申請書類の提出の際は，東山地区用務先役職員のメールアドレスをつけて送付すること。</li> </ul>							
・事業者等 ・業者 ・工事関係									

入構許可の申請資格，許可証等の交付申請手続き及び許可期間（別表1）

2024年4月1日（2023年12月1日改正）

入構区分の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請手続き	入構整理料	申請先 （許可証等 の交付者）	許可期限	留意事項
七 用務証明書	用務証明書	・役職員	教育，研究，本学への役務提供その他本学に関する用務を行う必要がある外来者	・名古屋大学名古屋大学東山地区入構申請管理システム（学内）	200円/時間 45分未満無料	東山地区役職員	用務日に限る。	・用務証明書は，名古屋大学本学役職員及び学生は利用できない。 ・用務証明書の再発行はしない。 ・東山地区非常勤講師は，用務証明書の発行はできない。
八 自転車入構	自転車登録証	・役職員 ・学生	東山地区役職員及び学生であり，通勤通学，本学業務で自転車を利用する必要があるもの。	・名古屋大学名古屋大学東山地区入構申請管理システム（自転車）	/	交通担当事務室	許可の年度の末日までを限度として指定	・学生は，登録証を受け取る際に学生証を提示すること。 ・次年度の申請は別に定める。
		・共同研究者等	本学との共同研究の契約等により本学に関する用務を行う必要がある者。					・本学との共同研究の契約等を証明する書類を提示すること。
		・事業者等 ・業者	構内で営業を行うことを認められている事業者およびその事業者に勤務する者，若しくは構内に出入りする業者およびその業者に勤務する者					・名古屋大学東山地区に勤務地があり，申請期間中の契約又は雇用関係が証明できる書類を提出すること。
十 大型入構		・役職員	最大積載量8tを超える車両，車両総重量11t以上の車両，ゲートを通過できない車両のいずれにかに該当する業務車両。	別に定める 名古屋大学東山地区大型車両入構手続きをすること	/	交通担当事務室 ※大学営業日5日前に提出	用務日に限る。	・大型免許1種に該当する車両であること。 ・東山地区役職員承認のもと，施設統括部環境安全課の認めた車両が利用できるもの。
十一 一般の入構	/	・外来者	本学に用務等のため一時的に入構を希望する者。	/	700円/時間 45分未満無料	/	/	入構整理料は，24時間以降は，30分毎に300円